

11月 は 動物による危害防止対策強化月間

問い合わせ先 ○環境課 ☎ (93) 4946 ○印旛保健所 (健康福祉センター) 成田支所 ☎ (26) 7231
○県動物愛護センター ☎ (93) 5711

令和3年度は、人が犬にかまれる事故が県内で182件発生しました。次のことに注意し、動物による事故などを防止しましょう。

- 犬の放し飼いは禁止です。犬を散歩させるときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 犬が人をかんでしまったときは、飼い主が保健所に届け出てください。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律で定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声などの被害を防止でき、感染症や交通事故から猫を守ることができます。
- 犬猫合わせて10頭以上飼う場合は、保健所へ届け出が必要ですよ。
- ペットには迷子札やマイクロチップをつけ、首輪などに連絡先の電話番号などを記入しましょう。また、ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、動物愛護センター、警察、市に届け出ましょう。
- 一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼うことは原則禁止されています。
- 動物が飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。保健所や動物愛護センターでは飼い主探しの手伝いをしています。



11月 は 児童虐待防止推進月間

子育て支援課 ☎ (93) 4498

児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」として、全国で啓発活動を行っています。市でも、地域ぐるみで声を掛け合い、子ども達を虐待から守りましょう。

- 子どもや保護者がこんなサインを出していたら、児童虐待の疑いがあるかもしれません。
 - ▼子どもについて
 - いつも子どもの泣き叫ぶ声がある
 - 夜遅くまで一人で家の外にいる
 - 表情が乏しい、活気がない
 - 衣類やからだがかいつも汚れている
 - 落ち着きがなく乱暴である
 - 不自然な傷や打撲のあとがある など
 - ▼保護者について
 - 地域の人などと交流が少なく孤立している
 - 小さい子どもを家に置いたまま外出している
 - 子どもへの声掛けが荒っぽい など
- 子育てに悩んでいたら
子育てをするのは上手くいかないこと、大変なことがたくさんあります。悩みがあったり、行き詰まったら、誰かに助けを求めましょう。家庭児童相談室では、子どもについての様々な相談を受け付けています。ご家族にとって最善の方法が見つかるようにお手伝いします。ぜひご相談ください。
- オレンジリボンを知っていますか？
オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。オレンジ色は子ども達の明るい未来を表しています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

児童に関する相談・児童虐待の通告・相談 相談者・連絡者や内容に関する秘密は守られます。匿名も可能です。イチハヤク
●子育て支援課家庭児童相談室 ☎ (93) 4498 ●児童相談所虐待対応ダイヤル (24時間 365日対応) ☎ 189
●千葉県子ども・家庭110番 (24時間 365日対応) ☎ 043 (252) 1152

11月9日～15日は秋の火災予防運動

消防本部予防課 ☎ (92) 1313

～お出かけは マスク戸締り 火の用心～

この時期から、ストーブなどの暖房器具を使用することが多くなりますので、暖房器具の取り扱いには十分注意し、火災を起こさないように気を付けましょう。また、就寝前の火の元の点検をお願いします。

～住宅防火 いのちを守る 10のポイント～

－ 4つの習慣 －

- ① 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

－ 6つの対策 －

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具・衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

